



各 位

平成 24 年 4 月 13 日

会社名 株 式 会 社 さ が 美
代表者名 代表取締役社長 小野山 晴夫
(コード番号 8201 東証第一部)
問合せ先 取締役(業務担当)宿野 大介
(TEL 045-820-6000)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件改定は、文言の一部を現状の組織体制や規程等に即した内容に変更するためであります。

なお、改定後の内容は下記のとおりであります。

記

【内部統制システム構築の基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

職務の執行にあたり遵守すべき行動規範を定め、取締役及び使用人に対し周知する。使用人が業務上遵守すべきルールは、基本規程に定めるとともに、業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルを定め、その徹底を図る。

法務担当が中心となり、販売活動をはじめとしたコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。また取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンスの遵守状況について定期的に確認し、取締役社長及び担当取締役に報告する。

コンプライアンス上疑義がある行為については社内通報制度に基づき、使用人及び取引先から通報を受け、取締役社長を議長とした倫理委員会で迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には社内規程に基づき厳正に対処する。

取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合は、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、是正を行う。

反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携を強化するとともに、不当な要求への対策をマニュアル等で示し周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁記録を含む）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、常時これらの文書閲覧ができる。文書管理規程は総務担当部署がこれを所管し、制定・改訂にあたっては取締役会の承認を得る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の構築を目的に、リスク管理規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成、整備し、発生が予測されるリスクの防止・低減を図る。

取締役社長を議長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。

緊急対応を要する事態が発生したときの危機管理体制等について、危機管理要領に定める。

本要領に定める事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、取締役、執行役員で構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。

取締役は、業務分掌規程並びに決裁権限規程に基づき、職務の効率的な執行を図るとともに、主要な会議において職務の執行状況と課題の解決策・改善策の報告を行い、経営目標の達成に努める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。

グループ全従業員を対象とする通報制度「ユニーグループヘルプライン」を設置し、コンプライアンス問題の早期発見と不正等の未然防止を図る。

取締役社長は定期的開催されるユニーグループ経営会議に出席し、グループ方針の確認、グループ経営に影響のある経営課題の協議並びに報告等を行う。また業務・管理担当役員等がユニーグループ経営管理委員会及び実務を担う内部統制分科会に出席し、グループ内部統制の検討と整備状況の報告を行う。

監査役は定期的開催されるユニーグループ監査役連絡会に出席し、グループ内の内部統制システムの整備状況と運用状況について報告、検証を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立に関する事項

監査役（監査役会）は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長並びに担当取締役の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度に基づく従業員・取引先からの通報状況及び内容を、速やかに報告する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。

取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

以上